

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 29 年 5 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 29 年 5 月 10 日午後 3 時 00 分
閉 会	平成 29 年 5 月 10 日午後 3 時 21 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 木 寄 茂 巳 教 育 部 理 事 兼 次 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 村 田 佳 一 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 長 : 吉 田 種 司 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 教 育 推 進 室 長 : 清 水 寛 之 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 こ ど も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 室 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 石 田 俊 彦 中 央 公 民 館 館 長 : 松 井 勉 教 育 総 務 課 長 代 理 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 安 岡 佑 美

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市教育委員会の所管に属する行政財産の管理規則の制定について

教育総務課長	<p>これまで教育委員会として行政財産の管理に関する明確な規定を定めていなかったことから、教育委員会の所管に属する行政財産の管理について高石市公有財産規則を準用していた。今回、教育委員会として明確に規程するため、2ページのとおり高石市教育委員会の所管に属する行政財産の管理規則を定めるものである。</p> <p>内容としては、これまで同様、高石市公有財産規則の例によると定めるものとし、取り扱いについてはこれまでと同様とする。</p> <p>なお、市の公有財産規則の管理に係る主な内容については、地方自治法第238条の4第4項において公有財産の目的外使用を許可することができる旨の規定があり、その規定を受けて、市教育委員会として、学校や社会教育施設などの一部を国や他の地方公共団体等が公用または公共用などの目的で使用する場合や、電気・ガスなどの公益事業用に使用する場合のように、教育財産の目的外使用に許可できるものの規定を定めているものである。</p> <p>具体例として、高師浜運動施設においては、電柱やガスの埋蔵物など目的外使用の許可を行っている。</p> <p>今後市規則の例により適正に処理していく。</p>
西中委員	今までは、教育委員会の所管に属する行政財産の管理は、高石市の公

	有財産規則を準用していたが、今度は準用ではなく管理規則として制定した。何か運用で特に違いはあるのか。
教育総務課長	従前どおり市の公有財産規則の例により、今後も運用等について処理を適正にしていく。
西中委員	全く準用していた場合と変わらないのか。
教育総務課長	変わらない。
採決	可決。

・議案第2号 高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の委嘱について

社会教育課長	議案第2号、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の委嘱について説明する。 高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、別紙候補者のとおり高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員を委嘱するものである。 理由については任期満了に伴う委員の委嘱であり、委嘱年月日は平成29年6月1日、任期は平成29年6月1日から平成31年5月31日までで、委嘱者は4名で再任である。
採決	可決。

・報告第1号 高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育課長	報告第1号、高石市立公民館運営審議会委員の委嘱について説明する。 高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、別紙のとおり委員を依頼し、この旨を報告するものである。 内容については、高石市立公民館運営審議会委員の役職の異動によるものであり、委嘱年月日については平成29年4月1日、任期については平成29年4月1日から平成31年3月31日であり、以下の2名を新たに委嘱するものである。
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成29年4月12日から平成29年5月9日までの行事について説明。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

西中委員	特に最近、公務員の過重労働による過労死があるが、この間も全国的な小・中学校 教員の勤務時間の調査が新聞で発表されていた。高石市は、そのような過重労働等はないと思うが、教育委員会として留意して管理職に指導している等、部活などの指導等も勘案があったら教えていただきたい。
------	--

<p>教育部理事</p>	<p>小・中学校においては、職員が勤務時間管理という形で、毎月、電子のエクセルのシートを配布し、シートに入力すると勤務管理ができるという形で、月ごとに学校から集約をしているが、定着がなかなか進んでいないという実態である。5月の校長会等でも、職員のほうに自分の勤務管理をきっちりするよう指導を行った。</p> <p>また、勤務時間も含めて、教員のメンタルヘルスの関係で、市の産業医と連携し、例えば面接指導をしたいという教員がいたら、月ごとの産業医との面接相談を紹介し指導を受ける、過去にも二、三人そのような指導の依頼があった。</p> <p>また、府立は、学校の一斉退勤と、部活動指導における休養日を設けるノークラブデーというのが、昨年10月から試行で始まり、この4月1日から本格実施されたが、本市としても、その状況を踏まえ4月1日から中学校の部活動については、10月までの間に様々な状況も踏まえ協議しようとして、試行実施をしている。</p> <p>また、一斉退勤に関しても、学校の実情に合わせて徐々に退勤日をつくる、これも9月30まで試行期間という形で、取り組んだ意見を踏まえて10月から本格実施ができるよう進めている。これは、各府下の都市、市町村、同じ課題であるので、人事担当者の会議等で情報交換しながら各市で進めている状況を踏まえ、学校との協議をし、できるだけ教職員の負担の改善ができるよう方策がないか考えている。</p>
<p>西中委員</p>	<p>先生方の勤務というのはなかなかつかみにくく、一般の職種と違うので、できるだけ教育委員会でも管理職の先生を通して的確に、勤務の状況の把握をしてほしい。</p> <p>特に勤務時間が長くノイローゼになっている等、そのような教員はいないのか。</p>
<p>教育部理事</p>	<p>いない。例年、いわゆる精神的な理由で休職をする教員も過去には年間で二、三人は出る場合もあったが、昨年はいなかった。</p> <p>休職にまでは至らず、1カ月ほど、生徒指導対応等で少し疲弊し短期間であるが休み、その後職場復帰しながら勤めているという状況はある。</p>
<p>西中委員</p>	<p>できるだけ適正な勤務を指導してもらえよう、指導部のほうでお願いしたい。</p>
<p>佐野委員長</p>	<p>これで閉会とする。</p>